

淀川水系水利用検討会(第1回)

日時:平成26年6月17日(火) 10時~12時

場所:大阪合同庁舎第1号館 新館3階A会議室

議事要旨

1. 本検討会の設置について(規約、資料-1)

- ・本検討会の規約(案)について説明し、意見交換を行った。
- ・会議は非公開で実施することとし、会議資料及び議事要旨について、各機関の確認後、近畿地方整備局のホームページで公開することとした。
- ・本検討会の検討事項(案)として以下について説明し、意見交換を行った。
 1. 淀川水系における渇水調整の考え方に関する事項
 2. 淀川水系における渇水リスクに関する事項
 3. 淀川水系における既存水資源開発施設の活用に関する事項

(構成員からの主な意見等)

- ・アウトプットと一定のスケジュール感を明確にして進めた方がよい。
→構成員間で利害が相反する場合もあり、現状と課題の認識共有、相互理解を得ることから始める必要がある。平成27年度前半を目処に項目①、②の検討イメージを共有できるよう進めたい。
- ・本検討会では、渇水調整方法を定めて利水者間の合意形成まで行うのか。
→まずは本検討会の構成員間で合意形成に向けて議論を進める。必要に応じ、現構成員以外の関係利水者や農業用水関係者の意見聴取も行う。

2. 渇水調整の考え方に関する事項(資料-2)

- ・渇水調整の現状、社会情勢の変化からみた渇水調整方法の課題について説明し、意見交換を行った。
- ・安定供給確保への取り組みや新たな取水制限方法について構成員から具体的な提案を受け、渇水調整方法の試算を行い、次回検討会で意見交換を行うこととした。

(構成員からの主な意見等)

- ・実需と計画に乖離があるのは事実だが、利水安全度と渇水調整方法が整理されないと、他用途に活用可能な量を定めることはできない。
- ・保有する全ての水利権量を反映した渇水調整方法になるようお願いしたい。
- ・水源確保の投資に見合う安定した水利を確保していきたい。ただし、水道事業者により状況が違うことは考慮が必要である。
- ・水源確保量を考慮した渇水調整により、各利水者の制限率がどのようになるのか確認したい。
- ・水源が複数の河川にまたがることから、具体的な数字を示して調整願いたい。最終的には総合的に考慮しないといけない。
- ・水源には余剰もあることから、開発水量に応じた渇水調整方法を望む立場ではあるが、構成する水道事業者間の大きな不公平は望まない。うまく調整ができる仕組みが整理できればよい。

- ・井戸を水源としている受水市町からは渇水時の枯渇もあり、渇水調整に苦慮している実態がある。水利権量に基づく渇水調整方法としてほしい。

3. 渇水リスクに関する事項(資料-3)

- ・水資源を巡る現状認識と社会情勢の変化について説明し、意見交換を行った。
- ・渇水や大規模災害等のリスクに対する構成員の取り組み状況等について、次回検討会で紹介し意見交換を行うこととした。

(構成員からの主な意見等)

- ・特になし

4. 既存水資源開発施設の活用に関する事項(資料-4)

- ・既存水資源開発施設の活用に関して川上ダム検証における利水者意見等を説明し、意見交換を行った。
- ・今後、活用にあたっての条件等を整理することとした。

5. 全体を通じて

(構成員からの主な意見等)

- ・本検討会の検討状況について、色々な機会を通じ情報提供してほしい。
- ・渇水時の琵琶湖への負荷、生態系保全の視点も考慮してほしい。
- ・国土審議会「今後の水資源政策のあり方について」での審議内容や水資源開発基本計画変更の動向についても適宜情報提供してほしい。

以上